

介護予防ケアマネジメント費過誤申立(取下)依頼のご案内

1. 過誤申立(取下)の対象となるもの
国民保険団体連合会(以下、「国保連」という。)の請求が通っている介護予防ケアマネジメント費
※請求をした月と同じ月には過誤申立はできません。
※請求が国保連から返戻になった場合は、再請求時に正しい内容で請求していれば、提出の必要はございません。
(例) × 令和7年4月利用分を5月に請求してすぐ誤りに気づき5月15日に過誤申立をする。
○ 令和7年4月利用分を5月に請求し6月になって返戻にならなかったことを確認6月以降に過誤申立をする。

2. 提出書類
介護予防ケアマネジメント費過誤申立(取下)依頼書

3. 受付締め切り日
毎月15日必着(15日が土日祝日の場合はその直前の区役所開庁日)

4. 提出方法
電子申請 (窓口、電子メール、郵送、FAX 不可)
※介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業(サービス費)の過誤申立の申請は介護保険課へ届け出てください。

○ 様式コード

様式コード	サービス種類
20	介護予防ケアマネジメント

○ 申立事由コード

申立事由コード	申立事由
02	事業所の請求誤りによる実績の取下げ(通常)
12	事業所の請求誤りによる実績の取下げ(同月)
42	適正化による保険者申立の過誤取下げ
99	その他事由による実績の取下げ

〈お問い合わせ先〉

中野区 地域支えあい推進部
地域包括ケア推進課 介護予防推進係
03-3228-8949(直通)